

一、 聯合會連年支拂の爲め、來年東急の支拂に其の困難を報告し、その
 一日午前五時、聯合會並に出張中の警察員四十餘名、工部局の
 員、聯合會連年の積弊を由緒太く訴へ、其の支拂を請ふに、二十
 日八時、四不審なるを決議し、十二日二十日、工部局員を
 派員管理（警察工）衣服の汚染を且年給（五圓）を以て二圓に
 減らす、全聯合會連年支拂を裁減し、裁減したる額は
 警察員の一割に充て、其の本半に、六月間、其の資金の減少を
 十一、 同 職 因 十二日二十二日
 十二、 同 職 因 十二日二十二日
 十三、 同 職 因 十二日二十二日
 十四、 同 職 因 十二日二十二日
 十五、 同 職 因 十二日二十二日
 十六、 同 職 因 十二日二十二日
 十七、 同 職 因 十二日二十二日
 十八、 同 職 因 十二日二十二日
 十九、 同 職 因 十二日二十二日
 二十、 同 職 因 十二日二十二日

法人 協同會 福岡出張所

法人 協同會 福岡出張所

十二 要求事項

○職工人夫の分

- 一、 現在の職工には日給十錢を昇給せしめられたし
 - 二、 人夫には日給男一圓二十錢、女七十錢を支給せられたし
 - 三、 定期昇給確立、年一回最低五錢以上を昇給せしめられたし
 - 四、 賞與は半期に給料の半箇月分以上を支給せられたし
 - 五、 退職手當の制定、法規を準用せられたし
 - 六、 作業設備を完備せられたし
 - 七、 休憩時間は正午三十分、午前午後各十五分以上を與へられたし
- 附 帶 條 件
- 一、 爭議中の日給は全額支給せられたし